

SHARP

部品・材料含有化学物質管理基準書

- Ver. 5.0-

2025年2月

シャープ株式会社

【改訂履歴】

No.	改訂年月	改訂内容	詳細
1.0	2019年10月	初版	
2.0	2022年2月	第2章 物質リストの 見直し	<p><追加></p> <p>(全面的使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ベンタクロロベンゼンチオール (PCTP) <p>(条件付使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) - ベルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd) - 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) - 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA) - ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS) - ハロゲン系難燃剤
		第2章 基準 (値) の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 (判定基準) を変更。 <ul style="list-style-type: none"> - パーフフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) - リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP) - リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP) ・EU RoHS指令の適用除外の更新
3.0	2022年12月	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープの「使用禁止物質」の候補となる物質として「使用禁止候補物質」を新設。 ・SCOPEログイン認証方式変更を反映。
		第2章 物質リストの 見直し	<p><追加></p> <p>(使用禁止候補物質)</p> <p>シャープ化学物質管理区分に使用禁止候補物質を新設し、7物質を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) - デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 - 1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン (DBDPE) - テトラプロモビスフェノールA (TBBPA) - 中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上) - パーフフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質 - ベルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) <p>(全面的使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質 - ベルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS関連物質
		第2章 基準 (値) の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 (判定基準) を変更。 <ul style="list-style-type: none"> - ハロゲン系難燃剤 ・EU RoHS指令の適用除外の更新
4.0	2024年2月	第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材の適用範囲等について記載見直し ・事業本部等の分類に「SBS事業本部 SWS事業部 (SBS-SWS)」を新設。
		第2章 物質リストの 見直し	<p><追加></p> <p>(全面的使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 - MOAH(鉱物油芳香族炭化水素類)、MOSH(鉱物油飽和炭化水素類) <p>(条件付使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) <p>(使用禁止候補物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCA) とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質 - ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは既に条件付使用禁止)
		第2章 基準 (値) の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 (判定基準) を変更。 <ul style="list-style-type: none"> - ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類) - 短鎖型塩化パラフィン (SCCP, C:10-13) ・ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)

5.0	2025年2月	第1章	<追加>5項事業本部等の分類
		第2章 物質リストの 見直し	<p><追加> (全面的使用禁止物質) -パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩およびPFOS関連物質 (条件付使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質 ・MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) <p><削除> (全面的使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質 ・MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) <p>(条件付使用禁止物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩およびPFOS関連物質 <p>(使用禁止候補物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.7 パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物
		第2章 基準 (値) の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 (判定基準) を変更。 ・2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) ・ベリリウム及びその化合物 ・ヒ素及びその化合物 ・リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) ・パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質 ・MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類) ・MOAH (16個以上35個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)

目次

第1章	部品・材料含有化学物質調査	1
1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	用語の定義	2
4.	シャープ化学物質管理区分	3
5.	事業本部等の分類	4
6.	シャープ調達部品の品目の分類	5
	(1) シャープ調達部品の品目の分類	5
7.	提出書類	6
	(1) 提出書類一覧	6
	(2) 品目毎の提出書類	7
第2章	〔全事業本部共通〕 調査対象化学物質と基準	8
1.	調査対象化学物質一覧	8
	(1) 全面的使用禁止物質	8
	(2) 条件付使用禁止物質	9
	(3) 使用禁止候補物質	10
	(4) 管理物質	11
2.	使用禁止物質に対する基準一覧	13
	(1) 全面的使用禁止物質	13
	(2) 条件付使用禁止物質	16
	(3) 使用禁止候補物質	27
3.	主な参照法令一覧	29
○	問合せ先	31

この基準書は、シャープグループの部品・材料含有化学物質調査に関して、「部品・材料含有化学物質調査マニュアル Ver.15.0」及びその「別冊 Ver.15.0」を、社外公開用に簡略版として発行するものです。

第1章 部品・材料含有化学物質調査

1. 目的

シャープグループ（以下「シャープ」という）は、製品廃棄時の環境保全性の確保及びユーザーの安全性確保のため、お取引先様とともに環境保全活動に積極的なグリーン調達を推進しています。グリーン調達は、お取引先企業（組織）全体の環境保全に対する取り組みを評価する「環境管理評価」と、お取引先様から購入する部品・材料（素材、汎用部品、完成品・半完成品、副資材など）の環境負荷低減について評価する「納入品評価」で行います。

この基準書は、「納入品評価」における製品含有化学物質に関する基準やその調査方法をお取引先様に示し、法令遵守はもとより、環境負荷の低減やユーザーの安全性確保を目的にしています。

納入品評価は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」の2種類で行います。

調査	説明	備考
含有化学物質報告書	シャープ禁止物質の含有状況を納入仕様書に添付して提出いただくシャープ所定の書類	グリーン調達ホームページに掲載 https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/
含有量調査	シャープの調達ポータルサイト「SCOPE」から回答いただく含有化学物質量の調査	お取引先様にのみ公開。 回答方法は「部品・材料含有化学物質調査マニュアル」で説明

2. 適用範囲

本調査は、シャープが出荷する全ての製品¹（以下、シャープ製品という）、シャープ製品に使用する全ての部品・材料、及びそれらの包装材²に適用します。具体的には、以下のものを対象とします。

- (1) シャープ製品に組み込まれる部品、材料、ユニット
- (2) 生産に使用し、シャープ製品に含有される副資材
〔はんだ、オイル、グリス、テープ、マーキングインク（マーカーペン）等〕
- (3) 販売用に購入する完成品、オプション、サプライ品等
- (4) シャープ製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外です
シャープ製品自体への直接の印刷（ロゴなど）は、当項の印刷物には含まれません
- (5) シャープ製品を梱包する包装材³
- (6) 部品・部材等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材*

※ (6) の包装材は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で各々調査対象外を設定しています。詳細は、6. 提出書類（1）提出書類一覧の「備考」をご参照ください。

以下の部品・材料は、調査対象化学物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類（合金）
- ・ ベルト、ローラー、ブッシュ、チューブ等のゴム類の添加剤（可塑剤）
- ・ カラーコードなどの表示塗料、顔料等

¹ シャープグループ間の出荷製品を含みます。

² 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として製品を使用し始めると同時に不要となるもの。包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。

[例] ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステーブル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ

3. 用語の定義

化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物をいいます。(JIS Z 7201)
混合物	2 つ以上の化学物質を混合したものをいいます。(JIS Z 7201) (注記) 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいいます。 (JIS Z 7201:2012) (注記) 成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等がある。
含有	化学物質が、製品、部品・部材、及びそれらに使用される材料に含まれていることをいいます。 意図的添加、非意図的添加(不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む)を問わず、当該化学物質の含有率がシャープ基準値(閾値)を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	部品・材料に特定の性能を持たせるための添加をいいます。 例えば、鉄板の防錆処理用の六価クロム、プラスチックキャビネットの難燃性付加のための臭素系難燃剤等があります。
不純物	天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質、及びリサイクル材料の中に意図せず含まれる物質をいいます。
均質材料	機械的に異なる材料に分離できない材料をいいます。機械的に分離とは、ビス外し、切断、粉碎、研削、研磨などの機械的な作業で分離することをいいます。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、コーティング等があります。
納入禁止日	シャープへの納入を禁止する日をいいます ・即日…即日納入を禁止すること。 ・(日付指定:○年○月○日)…指定日以降の納入を禁止すること。
RoHS RoHS 指令	EU RoHS 指令 2011/65/EU 及び 関連修正指令をいいます。

4. シャープ化学物質管理区分

シャープが購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表のとおり、シャープ使用禁止物質（全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質）、使用禁止候補物質及び管理物質に区分して管理します。

化学物質区分	説明	備考
(1) 全面的使用禁止物質	如何なる用途にも使用できない物質。含有していれば即刻廃止してください。 シャープでは、この物質を含む部品・材料を、原則として購入いたしません。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への含有が現在規制されている、又は将来規制が見込まれる物質。 ・環境負荷が高いことが周知で、かつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行してシャープが独自に規制する物質。
(2) 条件付使用禁止物質	シャープが認めた用途(除外用途)に限定して使用できる物質。 除外対象については管理物質として扱います。	
(3) 使用禁止候補物質	上記の(1)または(2)の使用禁止物質の候補となる物質。 含有していれば、代替化を推進してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制等において、近い将来に使用禁止が見込まれている物質。 ・法規制等において、閾値や禁止日、規制用途(除外用途)等が決定されていない為、現時点でシャープ使用禁止物質として明記できないが、法規制等の動向を踏まえて今後シャープが使用禁止にする物質。 ・法規制等が確定されるタイミングによっては、シャープ使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあるので、含有している場合は代替化の推進が必要となる物質。
(4) 管理物質	当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への使用状況情報の開示が求められている、又は将来見込まれる物質。 ・顧客から製品への使用状況情報の開示を求められる、又は求められる可能性のある物質。 ・「シャープ使用禁止物質」に該当しない「調査対象化学物質」は、すべて「管理物質」に該当します。

5. 事業本部等の分類

シャープでは、納品いただく事業本部等を下表の通り分類し、その分類に応じて、調査対象化学物質、使用禁止物質等を設定しています。

分類	該当の事業本部等
商品系事業本部 (以降、「商品系」という)	<ul style="list-style-type: none"> Smart Appliances & Solutions 事業本部 (SAS) TVシステム事業本部 (TVS) シャープエネルギーソリューション株式会社 (SESJ) スマートビジネスソリューション事業本部 (SBS) 〔スマートワークソリューション事業部 (SWS) 以外〕
通信事業本部 (以下、「通信」という)	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業本部 (通信)
デバイス系事業本部 (以降、「デバイス系」という。)	<ul style="list-style-type: none"> シャープセンシングテクノロジー株式会社 (SSTC) シャープディスプレイテクノロジー株式会社 (SDTC) シャープセミコンダクターイノベーション株式会社 (SSIC) シャープ福山レーザー株式会社 (SFL)
SBS事業本部 SWS事業部 (以降、「SBS-SWS」という。)	<ul style="list-style-type: none"> スマートビジネスソリューション事業本部 (SBS) 〔スマートワークソリューション事業部 (SWS) 〕

6. シャープ調達部品の品目の分類

(1) シャープ調達部品の品目の分類

シャープでは、生体安全性の観点から製品に使用する部品・部材を、下表のとおり、特定品（A、B、C）と一般品に分類しています。

品 目		分類・定義	調達品の例
特定品	特定品 A （社会的責任の大きい調達品）	1. シャープ開発調達品 ・ シャープが開発又は特別に指定した化学物質を使用している調達品 ・ シャープブランドを冠した調達品	複写機用調達品（トナー、デベロッパー、インク他）、インクリボン、インクロール、空気清浄機フィルター、掃除機ゴミ袋、当社特注品（当社指定の型番の調達品）等
		2. 粉体、液体、気体の調達品 ・ ユーザー等の生体へ直接暴露される自社開発の調達品	当社指定の洗浄剤（エアコン、洗濯機用等）、生ゴミ処理機用基材 等
	特定品 B （食品・食器接触調達品、特殊な化学物質を使用する調達品）	1. 食品・食器等が、調理・保管等の際に直接接する可能性のある調達品	冷蔵庫の庫内部品、レンジの庫内部品 等
		2. 防菌・防カビ・防虫等の機能を化学物質で付加した調達品	キャビネット等の外観部品で防菌・防カビ・防虫等の機能を付加したもの
	特定品 C （ユーザーが長時間接触する調達品）	人体に継続的に触れることが予想される調達品、及び製品使用时、ユーザーの手指以外の部位が常時接触する調達品	ヘッドホンのイヤープッド、血圧計の圧迫帯（カフ）、電気カーペットのカーペット部等
	一般品	特定品以外の調達品	上記以外の調達品

7. 提出書類

(1) 提出書類一覧

ご提出いただく書類及びその提出様式等については、下表のとおりです。

書類	様式	提出方法	調査対象化学物質 ³	備考
含有化学物質報告書	含有化学物質報告書 ⁴	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出	シャープ使用禁止物質 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質 - 使用禁止候補物質 ④ デバイス系、SBS-SWS ⁵ の場合、各々の使用禁止物質を追加 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質	包装材の適用範囲について、 ・ 部品・材料を納入いただく際の包装材も調査対象。 ・ ただし、シャープの拠点 ⁶ 等で廃棄されることが明らかで、部品、材料に対象物質の移行・混入の恐れが無い包装材は調査対象外。
含有量調査	chemSHERPA (成形品ツール) ⁷	SCOPE システム ⁸ にアップロード	chemSHERPA 管理対象物質 ⁹ ④ 通信、デバイス系、SBS-SWS の場合、シャープ独自調査対象化学物質を追加 ※SBS-SWS には、フルマテリアルデクラレーション(FMD)の回答を要求。	包装材の適用範囲について、 ・ サービス部品用梱包として流用使用する梱包材は対象。 ・ それ以外の部品・材料を納入いただく際の包装材は調査対象外。 副資材の適用範囲について ・ 製造工程で使用され、製品・部品に残留しない副資材・間接部材は調査対象外。(例： 溶剤、洗浄剤、発泡剤等)
RoHS 対象物質の分析データ等	実測定データ (RoHS 適合が確認できる資料であれば代用可能 ¹⁰)		RoHS 対象 10 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、DBP、BBP、DIBP)	-
成分表、SDS ¹¹ 等	業界標準のもの	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出。	-	-
食品衛生法試験データ	試験成績証明書等		-	-
安全性評価データ	分析機関の評価データ等		(2) 品目毎の提出書類の<安全性評価データの判定基準> (p6) をご参照ください。	-

³ 調査対象化学物質は、法規制の動向、顧客要求などにより、変更・追加することがあります。また、シャープグループの事業本部、拠点によっては他の物質についても調査をお願いすることがあります。

⁴ 含有化学物質報告書は、グリーン調達ホームページ (https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/) に掲載。

⁵ シャープ使用禁止物質は、商品系とデバイス系、SBS-SWS では異なります。

⁶ 拠点とは、シャープの国内海外の工場及びサービス拠点などを指します。

⁷ chemSHERPA (成形品ツール) は、chemSHERPA ホームページ (<https://chemsherpa.net>) から取得ください。

⁸ SCOPE システム (<https://skc.jp.sharp/webedi/top/scope/>)。2022年5月から URL 及びログイン認証方式を変更。

⁹ chemSHERPA 管理対象物質は、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」 (<https://chemsherpa.net> に掲載) をご参照ください。

¹⁰ シャープグリーン調達ホームページ (https://corporate.jp.sharp/eco/supplier/g_procure/) をご参照ください。

¹¹ SDS : Safety Data Sheet、一般的には、「安全データシート」といいます。

(2) 品目毎の提出書類

シャープ調達部品の品目の分類毎に、ご提出いただく情報は、下表のとおりです。

また、当表に限らず、法規制、業界標準・規格に適合するよう情報提供をお願いすることがあります。

(●…提出必須、 ▲…できるだけ提出、 -…提出対象外)

		特定品				一般品
		特定品 A	特定品 B-1	特定品 B-2	特定品 C	
含有化学物質報告書		●	●	●	●	●
含有量調査		●	●	●	●	●
RoHS 対象物質の分析データ等		●	●	●	●	●
成分表、SDS 等 ¹²		●	-	● ¹³	-	-
食品衛生法試験データ		-	●	-	-	-
安全性 評価デ ータ ¹⁴	1) 急性毒性（経口）	●	-	-	●	-
	2) 皮膚刺激性 ¹⁵	●	-	-	●	-
	3) 眼・粘膜刺激性 ¹⁶	●	-	-	●	-
	4) 変異原性 Ames Test	● ¹⁷	-	-	● ¹⁸	-
	5) 変異原性試験／染色 体異常試験	▲	-	-	▲	-
	6) 変異原性試験／小核 試験	▲	-	-	▲	-

<安全性評価データの判定基準>

試験項目	有害性判定基準	(参考) 試験方法 (OECD 試験 No.) ¹⁹
1) 急性毒性（経口）	経口：半数致死量 (LD50 > 2000mg/kg ラット)	423、425
2) 皮膚刺激性	一次刺激指数 (PII ≧ 2)	404
3) 眼・粘膜刺激性	有	405
4) 変異原性 Ames Test	陽性	471
5) 変異原性試験、染色体異常試験	陽性	473
6) 変異原性試験 小核試験	陽性	474

¹² 暴露する可能性のあるものについて提出。

¹³ 該当の防菌・防カビ剤等の SDS を提出。

¹⁴ 暴露する可能性のあるものについて提出。

¹⁵ 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

¹⁶ 直接、皮膚、眼、粘膜に暴露しないものについては不要。

¹⁷ 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

¹⁸ 5)、6)項及び他の遺伝毒性データもできるだけ提出。

¹⁹ 「OECD Guidelines for the Testing of Chemicals」の URL :

<https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/testing-of-chemicals/test-guidelines.html>

第2章 〔全事業本部共通〕 調査対象化学物質と基準

1. 調査対象化学物質一覧

シャープグループ（以下「シャープ」という）が購入する部品・部材に含有する化学物質について、全面的禁使用物質、条件付使用禁使用物質、使用禁使用候補物質、管理物質の4区分で管理します。²⁰

なお、納入先の事業本部等によって、使用禁使用物質、管理物質を追加している場合があります。

(1) 全面的禁使用物質

表 2-1-1 に示す物質をシャープの全面的禁使用物質とします。含有していれば即刻廃止してください。シャープでは、全面的禁使用物質を含む部品・材料は、原則として購入いたしません。

表 2-1-1. 全面的禁使用物質

区分	No.	物質（群）名	基準（値）
連 R 化学 物質 関	1	六価クロム化合物	表 2-2-1 参照
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	
その他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	
	5	三置換有機スズ化合物	
	6	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替物質	
	7	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1~8 が対象）	
	8	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10~13）	
	9	アスベスト類	
	10	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	
	13	塩化コバルト	
	14	ジメチルフマレート	
	15	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	
	19	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCA）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および PFHxS 関連物質	
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩および PFOS 関連物質	
	22	デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体	
	23	オゾン層破壊物質	

²⁰ 化学物質管理区分については、第 1 章「4.シャープ化学物質管理区分」をご参照ください。

(2) 条件付使用禁止物質

表 2-1-2 に示す物質をシャープの条件付使用禁止物質とします。

表中の除外対象用途における使用のみを認め、除外対象については管理物質として扱います。

表 2-1-2. 条件付使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	除外対象
RoHS 関連 化学物質	1	カドミウム／カドミウム化合物	表 2-2-2-1 参照
	2	鉛／鉛化合物	
	3	水銀／水銀化合物	
	4	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、 フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP) ²¹	
その他	5	ベリリウム及びその化合物	表 2-2-2-2 参照
	6	アゾ染料・顔料	
	7	ポリ塩化ビニル (PVC) およびそのコポリマー ²²	
	8	RoHS 関連のフタル酸エステル類 4 物質以外のフタル酸エステル類	
	9	放射性物質	
	10	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)	
	11	ホルムアルデヒド	
	12	過塩素酸塩	
	13	ニッケル及びその化合物	
	14	ヒ素及びその化合物	
	15	ホウ酸	
	16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物	
	17	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	
	18	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連物質	
	19	塩素系難燃剤	
	20	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)	
	21	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	
	22	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	
	23	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	
	24	多環芳香族炭化水素 (PAH) ²³	
	25	赤リン ²⁴	
	26	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	
	27	ペルククロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	
	28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	
	29	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノール A)	
	30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノール S)	
	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	
	32	パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質	
	33	MOAH (1 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	34	MOAH (3 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	35	MOSH (16 個以上 35 個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)	

²¹ 4 種のフタル酸エステル (DEHP、DBP、BBP、DIBP) は、主に軟質樹脂の可塑剤として使用されており、接触により他の成形品から移動する性質 (移行性) を持ちます。包装材から部品・材料への移行の可能性があるため、部品・材料を納入いただく際の包装材も同様の基準で判断いただきご報告ください。

²² chemSHERPA の管理対象物質には該当しないため、chemSHERPA での報告は不要ですが、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。但し、通信事業本部、デバイス系及び SBS-SWS においては、シャープ独自調査対象化学物質として、chemSHERPA で回答ください。

²³ CAS RN® が次のものが対象です。(50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3)

²⁴ chemSHERPA の管理対象物質には該当しないため、chemSHERPA での報告は不要ですが、「含有化学物質報告書」で含有状況を報告ください。但し、デバイス系においては、デバイス系独自調査対象化学物質として、chemSHERPA で回答ください。

(3) 使用禁止候補物質

表 2-1-3 に示す物質をシャープの使用禁止候補物質とします。

上記の(1)全面的使用禁止物 または (2)条件付使用禁止物質 の候補となる物質です。法規制等の動向を踏まえて今後シャープで使用禁止にします。含有していれば、代替化を推進してください。

表 2-1-3. 使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	基準（値）
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	表 2-2-3 参照
2	テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）	
3	中鎖塩素化パラフィン（MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上）	
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸（C15-C21 PFCA）とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているパーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
6	上記 No.5 以外のパーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
7	ビスフェノール類（ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く） ²⁵	

²⁵ ビスフェノール A、ビスフェノール S は、条件付使用禁止物質（表 2-1-2. No.30、31）です。

(4) 管理物質

管理物質は、シャープ使用禁止物質に該当しない、「chemSHERPA 管理対象基準（表 2-1-4）」に該当するすべての化学物質（群）が該当します。管理物質は、当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とします。

表 2-1-4. chemSHERPA 管理対象基準

管理対象基準 ID	対象とする法規制及び業界基準
LR01	日本 化審法 第一種特定化学物質
LR02	米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act：TSCA）使用禁止または制限の対象物質（第 6 条）
LR03	EU ELV 指令 2000/53/EU
LR04	EU RoHS 指令 (EU) 2015/863 ANNEX II
LR05	EU POPs 規則 (EU) 2023/1608 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および ANNEX XIV（認可対象物質）
LR07	EU REACH 規則 (EU) 2024/1328 ANNEX XVII（制限対象物質）
LR08	EU 医療機器規則（MDR）(EU) No 2017/745 Annex I 10.4 化学物質
LR09	China RoHS 規則（中国）電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

○ 管理物質の「成分情報の伝達基準」

表 2-1-5 に示す管理物質の「成分情報の伝達基準」は、「報告対象」欄に記載の内容とします。
表 2-1-5 に示す管理物質以外の管理物質の「成分情報の伝達基準」は chemSHERPA の「成分情報の伝達基準」に準じます。

※ 通信事本、デバイス系の場合、「成分情報の伝達基準」を追加設定している場合があります。

表 2-1-5. 管理物質

物質（群）名	SN 番号 ²⁶	報告対象
臭素系難燃剤 (PBB と PBDE 又は HBCDD 以 外)	SN0015	<ul style="list-style-type: none">・プラスチック材料中の臭素の含有量合計で 1000ppm を超える含有がある場合・積層プリント配線基板中で、積層板の臭素の含有量合計で 900ppm を超える含有がある場合・意図的添加がある場合

²⁶ chemSHERPA が独自に設定するシリアルナンバー。chemSHERPA「成分情報」の「CAS 番号」欄に入力ください。

2. 使用禁止物質に対する基準一覧

(1) 全面的使用禁止物質

表 2-2-1. 全面的使用禁止物質の基準 (値)

区分	No.	物質 (群) 名	用途	基準 (値)	全廃時期
R O H S 関 連 化 学 物 質	1	六価クロム化合物	①プラスチック (ゴムを含む) に用いる顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③メッキ防錆処理 ④電池 ⑤触媒等すべての用途	1000ppm 以下の含有であること	即時
			⑥皮膚に接触する皮革製品/部品	皮革の合計乾燥重量あたり 3ppm 未満であること	
			⑦包装材料・包装部品	表 2-2-4 を参照	
	2	ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	1000ppm 以下の含有であること	即時
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	下記の(1)及び(2)を満たすこと (1) 全部品・部材において、1000ppm 以下の含有であること (2) EU RoHS 指令の規制対象製品以外に使用される部品・部材において、成形品質量中または混合物中、500ppm 未満の含有であること	即時
そ の 他	4	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	5	三置換有機スズ化合物	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつスズ元素として 1000ppm 以下の含有であること	即時
	6	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類 及び特定代替物質	①絶縁油、潤滑油などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	7	ポリ塩化ナフタレン	①潤滑油、塗料などすべての用途	意図的に添加しないこと (塩素数が 1~8)	即時
	8	短鎖塩素化パラフィン (SCCP) (炭素数 10~13)	①顔料、塗料、インク、潤滑剤、可塑剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ成形品質量中 1000ppm 未満の含有であること	即時
	9	アスベスト類	①絶縁材、充填剤などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	10	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 50ppm 以下の含有であること	即時

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾ トリアゾール-2-イ ル）-4,6- ジ-tert-ブ チルフェノール	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	12	ヘキサブロモシクロ ドデカン（HBCDD）	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 100ppm 以下の含有であること	即時
	13	塩化コバルト	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	14	ジメチルフマレート	①すべての用途	意図的に添加せず、かつ 0.1ppm 以 下の含有であること	即時
	15	アルミノ珪酸塩,耐火 セラミック繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	16	ジルコニアアルミノ 珪酸塩, 耐火セラミッ ク繊維	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	17	ジブチルスズ化合物 （DBT）	①すべての用途	スズの元素として、材料中の 1000ppm 以下の含有であること	即時
	18	ペンタクロロベンゼ ンチオール（PCTP）	①すべての用途	1wt%以下の含有であること	即時
	19	炭素数が 9 から 14 の パーフルオロカルボ ン酸（C9-C14 PFCA）とその塩お よび C9-C14 PFCA 関連物質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中にお いて、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) C9-C14 PFCA とその塩の場 合、C9-C14 PFCA とその塩の 合計で、25ppb(0.025ppm)未満 であること (2) C9-C14 PFCA 関連物質の場 合、C9-C14 PFCA 関連物質の 合計で、260ppb(0.26ppm)未満 であること	即時
	20	ペルフルオロヘキサ ンスルホン酸 （PFHxS）とその塩 および PFHxS 関連物 質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中にお いて、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFHxS とその塩の場合、 PFHxS とその塩の合計で、 0.000025% (25ppb) 以下であ ること (2) PFHxS 関連物質の場合、 PFHxS 関連物質の合計で、 0.0001% (1000ppb) 以下であ ること	即時

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	21	パーフルオロオクタ ンスルホン酸 （PFOS）とその塩お よび PFOS 関連物質	①すべての用途	成形品質量中または混合物中にお いて、下記(1)及び(2)を満たす。 (1) PFOS とその塩の場合、 0.0000025%(25ppb)以下であ ること (2) PFOS 関連物質の場合、PFOS 関 連 物 質 の 合 計 で 、 0.0001%(1000ppb)以下である こと	即時
	22	デクロランプラス並 びにその syn-異性体 及び anti-異性体	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	23	オゾン層破壊物質	①すべての用途	意図的に添加しないこと	即時

(2) 条件付使用禁止物質

RoHS 関連化学物質については、下記の考え方に基づいて、納入禁止日を設定しています。

<EU RoHS 指令の適用除外期限に対するシャープへの納入禁止日の考え方>

- 1) 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。
例) RoHS 指令の適用除外期限が「2021 年 7 月 21 日」の場合、シャープへの納入禁止日は「2021 年 1 月 21 日」
- 2) 当管理基準書発行以降に法規制の適用除外期限が変更になった場合は、原則として変更になった期限の半年前をシャープの納入禁止日といたします。
- 3) 当管理基準書発行時点の EU RoHS 指令の適用除外期限の情報に基づいています。

表 2-2-2-1. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準（値）〔RoHS 関連化学物質〕

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外 ²⁷	基準（値）	納入禁止日
1	カドミウム及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる安定剤、顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③表面処理（メッキ等）、コーティング ④小型蛍光灯、直管蛍光灯 ⑤管理区分以外のすべての用途	-	100ppm 以下の含有であること	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①下記の電気接点に使用 (a) 回路ブレーカ (b) 熱感知制御 (c) サーマルモーター・プロテクタ（密封型サーマルモーター・プロテクタを除く） (d) 下記定格の AC スイッチ AC 250V 以上において 6A 以上、または AC125V 以上において 12A 以上 (e) DC 18V 以上において 20A 以上の定格の DC スイッチ (f) 200Hz 以上の電圧源周波数において使用するスイッチ	8(b)-I	-	(EU 適用除外更新審議中) ²⁸
		②ストライキング光学フィルターガラス。ただし、EU RoHS 指令 附属書 III の項目 39 に該当する用途は除く。	13(b)-(II)	-	
		③光学用途に使われる白色ガラスに使用	13(b)-(III)	-	
		④上記①～③以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	※ ²⁹
		⑤電池	-	EU 電池規則に従うこと	

²⁷ RoHS 指令 AnnexIII の除外用途の No.を示します。

²⁸ EU で適用除外の延長申請が受けられ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

²⁹ 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
2	鉛及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック (ゴムを含む) に用いる安定剤、顔料、染料 (AC アダプター、電源コード、接続コード等) ②顔料、塗料、インク ③ balancer 用ウエイト ④鉛はんだ (実装用はんだ、端子メッキ等) ⑤12 歳以下の子供用製品に、外装部品あたり 0.01wt% 以上使用されている。 ⑥おもちゃ用途の部品・材料で、塗装などの表面処理層単位あたり 0.009% 以上使用されている ⑦管理区分以外のすべての用途	-	下記以下の含有であること ①樹脂中: 300ppm ②その他: 1000ppm	即時
		⑧包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①高融点はんだ (鉛が 85wt% 以上のはんだ) に使用	7(a)	-	(EU 適用除外更新審議中) ²⁸
		②電気電子部品中のコンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中 (例 圧電素子) に、もしくは、ガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に使用	7(c)-I	-	
		③蛍光管のガラス (0.2wt% まで) に使用	5(b)	-	
		④合金成分に含有している。		-	
		(a) 機械加工用途の鋼材中 0.35wt% 未満	6(a)-I	-	
		(b) 機械加工用途のアルミ材中 0.4wt% 未満	6(b)-II	-	
		(c) 銅材中 4wt% 未満	6(c)	-	
		⑤下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路パッケージ (フリップチップ) 内部における半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続のために必要なはんだに使用 (a) 90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ (b) いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm ² 以上 (c) 300mm ² 以上のダイ、または 300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	15(a)	-	
		⑥光学用途に使われる白色ガラスに使用	13(a)	-	
		⑦イオン着色された光学フィルターガラスに使用	13(b)-(I)	-	
		⑧反射標準物質用のグレーズに使用	13(b)-(III)	-	
	⑨AC125V 又は DC250V 又はそれ以上の定格電圧のキャパシターに使用する誘電セラミック中に使用	7(c)-II	-		
	⑩上記①～⑨以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	※ ³⁰	
	⑪電池	-	EU 電池規則に従うこと		

³⁰ 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
3	水銀及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる顔料、染料、添加剤 ②顔料、塗料、インク ③水銀電池 ④水銀用いたりレー、スイッチ、センサー ⑤管理区分以外のすべての用途	-	1000ppm 以下の含有であること	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表 2-2-4 を参照	
	管理	①ハロゲン化金属ランプ（MH）中に使用されている。	4(e)	-	2026年 8月24日
		②上記以外のその他の特殊用途放電ランプ中に使用されている。	4(f)-I	-	(EU 適用除外更新審議中) ³¹
		③2000 ANSI ルーメン以上の出力が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	4(f)-II	-	2026年 8月24日
		④紫外スペクトルの光を放射するランプ中の水銀	4(f)-IV	-	
		⑤上記①～④以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	
		⑥電池	-	EU 電池規則に従うこと	-
	4	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)			
使用 禁止		①「EU RoHS 指令の規制対象外」または「玩具または育児用」の製品に使用される部品・部材 ②上記①以外のすべての用途 (「EU RoHS 指令の規制対象」且つ「玩具または育児用以外」の製品に使用される部品・部材)	-	①4 物質合計で 1000ppm 以下の含有であること ②DEHP、DBP、BBP、DIBP が、個々に 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-	

³¹ EU で適用除外の延長申請が受けられ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をシャープへの納入禁止日とします。

表 2-2-2-2. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準（値）〔その他〕

No.	物質(群)名	用途	基準（値）	全廃時期
5	ベリリウム及びその化合物	①酸化ベリリウムを使用 ②“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有である こと	即時
		①合金、セラミック、ガラス、半導体への 使用	-	-
6	アゾ染料・顔料	①人体に持続的に触れることを前提に作 られた製品*の人体接触部分で、分解に よってアミンが発生する可能性があるもの ※人体に持続的に触れることを前提に作 られた製品とは、電気カーペット、電気 毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラッ プ等をいう	分解により発がん性アミン が 30ppm を超えて発生し ないこと	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの（人体に持続 的に触れない部位に使用するもの）	-	-
7	ポリ塩化ビニル（PVC）及びそのコポリマー	①包装材料・部品（シャープ製品梱包用）	意図的に添加しないこと	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
8	RoHS 関連のフタル酸エステル 4 物質以外のフタル酸エステル類	①子供の口に入る玩具または育児製品に 使用される部品・材料に、フタル酸ジイ ソニル：DINP、フタル酸ジイソデシル： DIDP、フタル酸ジ-n-オクチル：DNOP が使用されている	3 物質合計で 1000ppm 以下 の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
9	放射性物質	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		①電子レンジのマグネトロンに使用され るトリウム ②液晶プロジェクターの電球に使用され るクリプトン 85	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
10	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①冷媒・断熱材として HFC が使用されていて、EU F ガス規則 (2024/573) で設定の製品や GWP (地球温暖化係数) 毎の条件、期日を満たしている	-	
11	ホルムアルデヒド			
	使用禁止	①木製部品への使用 ②人体に持続的に触れることを前提に作られた製品*の人体接触部分における繊維部品への使用 ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	① 気中濃度が 10m ³ 以上の気密試験室で 0.1ppm (チャンバー法) 以下であること ②"有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則"(75ppm 以下) に準ずること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
12	過塩素酸塩			
	使用禁止	①“管理区分”以外の電池への用途	電池に意図的に添加しないこと	即時
	管理	①電池あたりの質量比が 6ppb 以上の含有である ②電池あたりの質量比が 6ppb 未満の含有である	-	
13	ニッケル及びその化合物			
	使用禁止	①長時間皮膚に接触するもの	意図的に添加しないこと	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
14	ヒ素及びその化合物			
	使用禁止	①五酸化二ヒ素を使用している ②“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
	管理	①液晶プロジェクターのランプのガラスに使用されている(三酸化二ヒ素) ②除外対象部品に使用されている。(除外対象部品：半導体・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池)	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
15	ホウ酸	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有である こと	即時
		①偏光板 (PVA 製) に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている	-	-
16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、 四ホウ酸二ナトリウム水和物	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有である こと	即時
		①偏光板 (PVA 製) に使用されている ②ガラスに使用されている ③接着剤に使用されている ④繊維に使用されている	-	-
17	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	①2 液型室温硬化型成型材キット (RTV-2 成型材キット)	スズの元素として、材料中 の 1000ppm 以下の含有で あること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
18	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連物質	①“管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物 中において、下記(1)及び(2) を満たすこと ³² (1)PFOA(塩を含む)の場合、 25ppb 以下であること (2)1 つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場 合、濃度合計が、1000ppb (1ppm) 以下であること	即時
		①半導体用フォト・リソグラフィ工程ま たはコンパウンド半導体用のエッチ ング工程で使用されている ②フィルム、紙、あるいは、印刷版に用 いるフォト用コートに使用されている ③上記以外の EU POPs 規則 附属書 I Part A で定められた適用除外用途に 使用されており、採用部門の許可を得 ている	-	-

³² CAS RN® が次のものの総計とする。335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
19	塩素系難燃剤	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	
		①代替困難であり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	
20	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)	①100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンドに使用されている	均質材料中のすべてのハロゲン元素の合計が、0.1wt% 以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止区分”に該当するが、仕向地限定の製品に採用されるものであり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	-
21	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	①「子供 (12 歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている ④保存メディア (CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア) に使用されている	-	-
22	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	①「子供 (12 歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
23	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	①「子供 (12 歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている ②管理区分以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①自動車部品またはその交換部品に使用されている ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている ③ デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている ④保存メディア (CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア) に使用されている	-	-
24	多環芳香族炭化水素 (PAH) ³³	①人の皮膚または口腔に、直接長時間接触するあるいは短期時間繰り返して接触するプラスチックまたはゴム部品に使用されている	対象 PAH それぞれが 1ppm 未満の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
25	赤リン	①樹脂またはゴム中に使用されている	意図的に添加せず、かつ 1000ppm 以下の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの ②“使用禁止区分”に該当するが、代替困難であり、シャープの採用決定部門に許可を得ている	-	-
26	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		①潤滑油またはグリスに使用されている ②再生プラスチックの製造工程で新規 PIP(3:1)の追加はなく、リサイクル由来の PIP(3:1)のみを含有するプラスチックまたはそれを使用した製品に使用されている ③上記①～②以外の米国 TSCA 第 6 条 PBT 物質で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている		

³³ CAS RN® が次のものが対象です。50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
27	ペルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		①塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBdの非意図的な生成として含有している	-	-
28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	①“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
		①成形品中に使用されている	-	-
29	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール (ビスフェノール A)	①感熱紙中に使用されている	0.02wt%未満の含有であること	即時
		①“使用禁止区分”以外のもの	-	-
30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノール S)	①“管理区分”以外のすべての用途	0.02wt%未満の含有であること	即時
		①感熱紙以外の用途に使用されている ②感熱紙用途において、仕向地限定の製品に採用されるものであり、シャープの採用決定部門の許可を得ている	-	-
31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)	①“管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物中において、1ppm(0.0001%)以下の含有であること	即時
		①偏光板中のトリアセチルセルロース (TAC) フィルムに使用されていて、シャープの採用決定部門の許可を得ている ②自動車用の部品に使用されていて、シャープの採用決定部門の許可を得ている。	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
32	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質			
	使用禁止	①下記用途で使用されている (a) 繊維に (b) 皮革、毛皮製品に	下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFHxA とその塩の場合、PFHxA とその塩の合計で、0.0000025%(25 ppb)未満であること (2) PFHxA 関連物質の場合、PFHxA 関連物質の合計で、0.0001%(1000ppb)未満であること	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
33	MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	包装材 ³⁴ 及び印刷物 ³⁵ を対象にインク中合計で 0.1%以下の含有であること	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外のシャープの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	

³⁴ 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として物品を使用し始めると同時に不要となるものです。

包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。

[包装材の例]ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステープル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ

³⁵ シャープ製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外です。

シャープ製品自体への直接の印刷（ロゴなど）は、当項の印刷物には含まれません

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
34	MOAH (3 個以上 7 個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	包装材 ³⁴ 及び印刷物 ³⁵ を対象にインク中合計で 0.1%以下の含有であること	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外のシャープの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	
35	MOSH (16 個以上 35 個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途	包装材 ³⁴ 及び印刷物 ³⁵ を対象にインク中合計で 0.1%以下の含有であること	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外のシャープの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	

(3) 使用禁止候補物質

表 2-2-3. 使用禁止候補物質の基準（値）

No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	① すべての用途	意図的に添加していないこと	法規制等の動向を踏まえて今後使用禁止に設定 ³⁶
2	テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）			
3	中鎖塩素化パラフィン（MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上）			
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸（C15-C21 PFCAs）とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質			
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）			
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）			
7	ビスフェノール類（ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く） ³⁷		意図的に添加していないこと	

³⁶ 法規制等が確定されるタイミングによっては、シャープ使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあります。含有している場合は代替化を推進してください。「部品・材料含有化学物質調査マニュアル」の第 1 章「4.シャープ化学物質管理区分」をご参照ください。

³⁷ ビスフェノール A、ビスフェノール S は、条件付使用禁止物質（表 2-1-2 及び 表 2-2-2-2 の No.30、31）です。

表 2-2-4. 包装材料／部品に関する重金属（カドミウム・鉛・水銀・六価クロム）含有基準

区分	用途	基準（値）	全廃時期
使用禁止	①製品包装用材料・部品（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど） ②サービス部品用包装材料（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど）	包装を構成する部材、インク、塗料毎に、合計 100ppm 以下の含有であること	即時
管理	①部品、材料納入時に使用する包装材料／部品	-	-

3. 主な参照法令一覧
全面的な使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	主な参照法令等
R o H S 関 連 化 学 物 質	1	六価クロム化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	EU RoHS 指令、化審法、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国 TSCA, EU POPs 規則 附属 書 I
そ の 他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	化審法
	5	三置換有機スズ化合物	化審法、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	6	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および 特定代替物質	化審法、 EU POPs 規則 附属書 I
	7	ポリ塩化ナフタレン	化審法、 EU POPs 規則 附属書 I
	8	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10～13）	EU POPs 規則 附属書 I
	9	アスベスト類	安衛法、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	10	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	EU REACH 規則 附属書 XVII
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ- tert-ブチルフェノール	化審法
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	化審法、EU POPs 規則
	13	塩化コバルト	（EU REACH 規則） ³⁸
	14	ジメチルフマレート	EU REACH 規則 附属書 XVII
	15	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	（EU REACH 規則）
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	（EU REACH 規則）
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	EU REACH 附属書 XVII
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	米国 TSCA
	19	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9- C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	EU REACH 規則 附属書 XVII
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩 および PFHxS 関連物質	スイス化学品法、POPs 条約
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩 および PFOS 関連物質	EU POPs 規則（ドラフト）、化審 法、カナダ環境保護法
	22	デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異 性体	EU POPs 規則（ドラフト）
	23	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、 米国フロン税、EU オゾン層破壊 物質規則(2024/590)

³⁸ EU REACH 規則の認可対象 SVHC としてリストされているという意味

条件付使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	主な参照法令等
RoHS 関連 化学 物質	1	カドミウム/カドミウム化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	2	鉛/鉛化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
	3	水銀/水銀化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書 XVII
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)、 フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチル ベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)	EU RoHS 指令 (欧州委員会委任指令 2015/863)、 EU REACH 規則 附属書 XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
その他	5	ベリリウム及びその化合物	<シャープ独自規制>
	6	アゾ染料・顔料	EU REACH規則 附属書XVII
	7	ポリ塩化ビニル (PVC) およびそのコポリ マー	<シャープ独自規制>
	8	RoHS関連のフタル酸エステル類4物質以 外のフタル酸エステル類	EU REACH規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
	9	放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止 に関する法律、核原料物質、核燃料物質及 び原子炉の規制に関する法律
	10	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	EU Fガス規則 (2024/573)
	11	ホルムアルデヒド	ドイツ 化学品禁止規則、 デンマーク ホルムアルデヒド規制
	12	過塩素酸塩	米国加州 過塩素酸塩管理規則
	13	ニッケル及びその化合物	EU REACH規則 附属書XVII
	14	ヒ素及びその化合物	(EU REACH規則)
	15	ホウ酸	(EU REACH規則)
	16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二 ナトリウム水和物	(EU REACH規則)
	17	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EU REACH規則 附属書XVII
	18	パーフルオロオクタン酸(PFOA) とその塩 およびPFOA関連物質	EU POPs規則
	19	塩素系難燃剤	<シャープ独自規制>
	20	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)	規則(EU) 2019/2021 (電子ディスプレイ)、 米国ワシントン州法
	21	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	米国バーモント州Act85、 米国DC.Law 21-108/2016、 (EU REACH規則)
	22	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	米国バーモント州Act85
	23	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	米国バーモント州Act85、 米国DC.Law 21-108/2016
	24	多環芳香族炭化水素 (PAH)	EU REACH規則 附属書XVII
	25	赤リン	<シャープ独自規制>
	26	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	米国 TSCA
	27	ペルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	米国 TSCA
	28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	米国 TSCA
	29	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)	EU REACH規則 附属書XVII、 スイス化学品法、米国コネチカット州法
	30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)	スイス化学品法
	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	EU POPs規則 (ドラフト)
	32	パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその 塩およびPFHxA関連物質	EU REACH規則 附属書XVII (ドラフト)
	33	MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成 される鉱物油芳香族炭化水素類)	フランス国内法
	34	MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成 される鉱物油芳香族炭化水素類)	フランス国内法
	35	MOSH (16個以上35個以下の炭素原子で構 成される鉱物油飽和炭化水素類)	フランス国内法

使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	主な参照法令等
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
2	テトラブロモビスフェノール A (TBBPA)	EU RoHS 指令
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上)	EU RoHS 指令
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCAs) とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	POPs 条約、カナダ環境保護法
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されている ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国特定州 包装材料有害物質規則
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
7	ビスフェノール類 (ビスフェノール A、ビスフェノール S は除く)	欧州、米国・カナダの法規制

○ 問合せ先

シャープ株式会社

管理統轄本部 経営企画室 ESG推進グループ

〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号

E-mail : chem.epg@sharp.co.jp

● 発行

シャープ株式会社

本 社 〒590-8522 大阪府堺市堺区匠町 1 番地
TEL : 072-282-1221 <https://jp.sharp/>

管理統轄本部 経営企画室 ESG 推進グループ
〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町 3 丁目 1 番 72 号
Email: chem.epg@sharp.co.jp